

貸切バス「スマート利用」応援事業助成金 Q&A

R3.6.10時点

1 申請に関すること

1-(1)

この助成金の申請をすることが可能な事業者はどういったものですか？

県内に営業所を有している、「旅行会社」または「貸切バス事業者」の方が申請することができます。

《参考》

旅行会社：旅行業法(昭和27年法律第239号。)第3条による登録を受け、旅行業を営んでいる者

貸切バス事業者：道路運送法(昭和26年法律第183号。)第3条第1号口に定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者

1-(2)

助成金の申請期限はありますか。

申請期限は、令和4年2月15日(火)までです。ただし、旅行催行日の2か月前から申請をすることが可能です。

※募集型企画旅行については、旅行催行日の6か月前から申請をすることが可能です。

1-(3)

助成金の対象となる旅行は、いつまでに催行終了となるものが対象となりますか。

令和4年2月15日(火)までに催行が終了する旅行が対象となります。

1-(4)

申請を忘れており旅行が終了したのですが、旅行後でも申請は可能ですか。

申請はできません。事前に申請を行っていただき、採択となった後に催行となった旅行が対象となります。

※原則として出発日の5日前までに申請書等を提出し、交付決定を受けた旅行が対象となります。

1-(5)

県外に修学旅行に行く場合も助成対象となりますか。

県内の貸切バスを活用したバス旅行は対象となります。なお、空港などへの単なる送迎は、助成対象外となります。

※徳島を発着する公共交通機関への送迎については、県内公共交通機関の利用促進に繋がることから例外的に補助対象とします。

1-(6)

スクールバス、会社への社員送迎用の貸切バスも助成対象となりますか。

スクールバスや会社への社員送迎用の貸切バスについては、助成対象外となります。

1-(7)

交付決定を受けていた旅行が中止となったが、手続きは必要ですか。

中止が決定した時点で、廃止届(第3号様式)を提出する必要があります。

※交付決定前に旅行が中止となった場合は、取り下げ願(第6号様式)を提出してください。

2 対象経費に関すること

2-(1)

「3密回避のための車両の大型化、増便」の申請を予定していますがどのような経費が対象となりますか。

3密回避を行うため、当初予定していた運行車両数(1台→2台)を増加された場合の「追加車両の費用」や「車両を中型から大型に変更した場合の差額」等が対象となります。

《交付率》

- ・大型車 1台につき 1日200千円以内
- ・中型車 1台につき 1日170千円以内
- ・小型車 1台につき 1日140千円以内
- ・高速道路利用料等 1台あたり 50千円以内(【注】1行程につき)

2-(2)

GoToトラベルキャンペーンとの併用は可能ですか。

併用は可能です。ただし、当該補助額は、貸切バスにかかるGoTo補助金を除いた金額となります。
※既に募集を開始している旅行商品において増車する場合(増車分にGoToが適用されない)には、貸切バス増車経費の満額を補助対象とします。

《例》

貸切バス増車経費 10万円
GoTo補助 3万5千円
当該補助事業対象経費 10万円(増車経費) - 3万5千円(GoTo補助) = 6万5千円

2-(3)

市町村が実施している事業との併用は可能ですか。

併用は可能です。ただし、当該補助の対象となるのは、市町村からの補助対象ではない部分の経費となります。※市町村によっては、併用できない場合がありますので、該当する市町村にお問い合わせください。

《例》

貸切バス増車経費 10万円
市町村補助 5万円
当該補助事業対象経費 10万円(増車経費) - 5万円(市町村補助) = 5万円

2-(4)

徳島観光すいすい(貸切バス料金)助成事業との併用は可能ですか。

併用はできません。どちらか一方の補助金(助成金)への申請となります。

2-(5)

貸切バスを大型化する場合や増車する場合の基準はありますか。

貸切バスの乗車定員(正座席)に対し、乗車する人数が利用できる正座席数の50%を超える場合が対象となります。なお、乗務員は乗車する人数には含みません。

《例》

- ・乗車定員50名の大型バスの場合、26人以上が乗車する場合に対象。
- ・乗車定員50名の大型バスだが、運転席後部の座席を利用停止にしている場合、25人以上が乗車する場合に対象。

2-(6)

貸切バスを増車する予定で計画をしていたのですが、予定より申込人数が少なく、増車しなくても運行できるようになった場合は、補助は出るのでしょうか。

増車しなかった場合は、補助対象外となります。また、予定どおり増車して運行した場合でも、バス1台の乗車定員(正座席)に対し、50%を超える人数が集まっていない場合は、補助対象外となります。

《例》

- ・乗車定員50名の大型バスで、予定人数35名(最少催行人数は20名)の旅行で、最少催行人数20名しか集まらなかった場合
⇒ 補助対象外となります。
- ・乗車定員50名の大型バスで、予定人数35名(最少催行人数30名)の旅行で、最少催行人数30名しか集まらなかった場合
⇒ 補助対象となります。(増車、大型化の基準については、Q10参照)

2-(7)

バスの運行に必要な有料道路利用料、駐車場利用料、乗務員の宿泊費用などは補助対象となりますか。

補助対象となります。各経費の計上については、下記を参照ください。

- 「車両」に計上する経費
大型化・増車に係る貸切バス運行料金、ガイド料、駐車料、乗務員の宿泊料等
- 「高速道路利用料等」に計上する経費
有料道路利用料、航送料

2-(8)

大型バスの増車を考えています。1台目を頼んでいたバス会社には、2台目の大型バスがないため、別のバス会社に依頼したところ、回送料金が増加し、バスの値段が高くなってしまいます。補助対象となりますか。

補助対象となります。ただし、2-(8)の場合の2台目の大型バスの単価は、1台目のバス単価と同程度(若干額の増加を想定)の金額でなければなりません。

2-(9)

バス会社として団体旅行の受注をし、交付決定を受けています。旅行を催行したところ、高速道路料金が見込みより下がり、団体への請求額が交付決定額より少なくなったのですが、助成額はどのようになりますか。

実績額にあわせて助成金額を変更する手続き(変更承認申請書(第2号様式)の提出)が必要となります。

《例》

交付決定額 10万円(バス 8万円+高速道路 2万円)

実績額 9万円(バス 8万円+高速道路 1万円)

助成額 9万円(変更承認申請書の提出が必要)

2-(10)

1夜行1泊3日でバスを借り上げ、出発日が夜行を伴う運行になりますが、3日分の助成額となりますか。

旅館業法の定義より、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされているため、夜行分を省いた、2日分のみ助成額となります。

《例》 長野方面

バス増車費用 58万円(大型バス 45万円+乗務員経費5万円+高速道路 8万円)

交付決定額 45万円(大型バス 40万円(2日分上限)+乗務員経費0円(バス増車経費に含まれるため)+高速道路 5万円(1行程上限))

2-(11)

「みんなで！とくしま応援割」(日帰り分)との併用は可能ですか。

併用は可能です。ただし、当該補助額は、貸切バスにかかる補助金を除いた金額となります。
※既に募集を開始している旅行商品において増車する場合(増車分に応援割が適用されない)には、貸切バス増車経費の満額を補助対象とします。

《例》増車分に補助金を適用している場合

貸切バス増車経費 10万円

応援割補助 3万5千円

当該補助事業対象経費 10万円(増車経費)-3万5千円(応援割補助)=6万5千円